

労働者数 50人未満の事業場 のみなさまへ

受けていますか？

次のサービスを受けることができます。

ご利用は
全て無料！

1. 健康診断の結果について医師からの意見聴取

健康診断で、異常所見があった労働者について、健康を保持するために必要な措置について、医師からの意見を聴くことができます。

※労働安全衛生法第66条の4で事業主に義務付けられており健康診断後3か月以内に毎年行う必要があります。

2. 労働者の健康管理に係る相談

医師または保健師が労働者の健康管理に関する相談に応じます。健康診断の結果、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に、日常生活面での指導や健康管理に関する情報提供を行います。

3. 長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導

時間外・休日労働が長時間に及ぶ労働者、またはストレスチェックの結果高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

4. 個別訪問による産業保健指導

医師、保健師または労働衛生工学専門員が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言、指導を行います。

【ご利用の流れ】 ※利用には事前の申し込みが必要です。

予約
(TEL等)

日程等
決定

面接
相談

まずはお気軽に
お電話ください！

【お申込み・問い合わせ先】



上越地域産業保健センター

〒943-0821 新潟県上越市土橋 2554 上越市市民プラザ 2F

開設時間 月～金 午前9時～12時 (市民プラザ休館日の第3水曜日・土・日・祝日は休み)

TEL 080-9370-2096 お急ぎの場合は新潟産業保健総合支援センター(025-227-4411)へ

ホームページからの申し込みが簡単です。

新潟産業保健 検索



相談窓口 地域産業保健センター